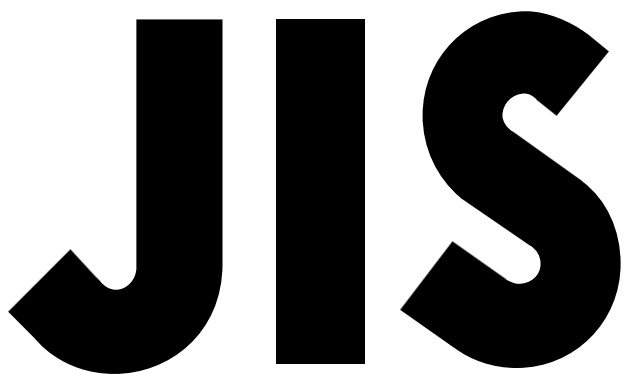




ディーゼル機関－NO_x還元剤 AUS 32－
第 5 部：乗用車用の尿素水溶液
給水インタフェース

JIS K 2247-5 : 2022

(ISO 22241-5 : 2019)

(JSAE)

令和 4 年 1 月 20 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒 井 信 介	横浜国立大学
	(委員) 安 部 泉	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	市 川 直 樹	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
	奥 野 麻衣子	三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	木 村 一 弘	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	椎 名 武 夫	千葉大学
	寺 家 克 昌	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	清 家 剛	東京大学
	千 葉 光 一	関西学院大学
	寺 澤 富 雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	渡 田 滋 彦	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	中 川 梓	一般財団法人日本規格協会
	奈 良 広 一	長野計器株式会社
	久 田 真	東北大学
	廣 瀬 道 雄	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	藤 本 浩 志	早稲田大学
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	細 谷 恵	主婦連合会
	松 橋 隆 治	東京大学
	棟 近 雅 彦	早稲田大学
	村 垣 善 浩	東京女子医科大学
	山 内 正 剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	山 田 陽 滋	名古屋大学
	和 辻 健 二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 27.7.21 改正：令和 4.1.20

官 報 掲 載 日：令和 4.1.20

原 案 作 成 者：公益社団法人自動車技術会

(〒102-0076 東京都千代田区五番町 10-2 五番町センタービル TEL 03-3262-8211)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
4 要件	3
4.1 機能要件	3
4.2 フィラネック	4
4.3 給水ノズル	7
4.4 自由空間	7
5 試験	10
5.1 一般的試験要件	10
5.2 給水ノズルからのこぼれ量の測定	10
5.3 アンモニア濃度の測定	10
5.4 フィラネックの最小強度	12
附属書 A (参考) リブ付きフィラネック	15
解 説	16

まえがき

この規格は、産業標準化法第 16 条において準用する同法第 12 条第 1 項の規定に基づき、公益社団法人自動車技術会（JSAE）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を改正すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS K 2247-5:2015** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

JIS K 2247 規格群（ディーゼル機関－NO_x 還元剤 AUS 32）は、次に示す部で構成する。

JIS K 2247-1 第 1 部：品質要件

JIS K 2247-2 第 2 部：試験方法

JIS K 2247-3 第 3 部：取扱い、輸送及び貯蔵

JIS K 2247-4 第 4 部：尿素水溶液給水インタフェース

JIS K 2247-5 第 5 部：乗用車用の尿素水溶液給水インタフェース

ディーゼル機関—NO_x還元剤 AUS 32—

第5部：乗用車用の尿素水溶液給水インタフェース

Diesel engines—NO_x reduction agent AUS 32— Part 5: Refilling interface for passenger cars

序文

この規格は、2019年に第2版として発行された **ISO 22241-5** を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本産業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、**JIS K 2247-1** に規定する窒素酸化物 (NO_x) 還元剤 AUS 32 の給水インタフェースについて規定する。

この規格は、選択還元式触媒 (SCR) 技術を用いたディーゼル機関を搭載する自動車に適用する。主として、乗用車並びに車両総質量 3.5 t 以下の商用車及びバスに適用するが、車両総質量 3.5 t を超える自動車に適用してもよい。また、**JIS K 2247-4** に規定する開放形給水システムを車両総質量 3.5 t 以下の商用車及びバスに適用してもよい。

AUS 32 は、選択還元式触媒コンバータシステム (SCR コンバータ) の作動に必要なものである。この規格は、車載給水システムと定置形給水システムとの間の互換性を確保するために、給水システムの機能及び形状についての最小限の要件を規定する。

注記 1 JIS K 2247 規格群では、“NO_x還元剤 AUS 32”を“AUS 32”と略称する。AUS は、aqueous urea solution の略語で、尿素水溶液を表す。

注記 2 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

ISO 22241-5:2019, Diesel engines—NO_x reduction agent AUS 32—Part 5: Refilling interface for passenger cars (IDT)

なお、対応の程度を表す記号“IDT”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“一致している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。